

# 十勝総合振興局キャラクター備品管理運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、十勝総合振興局（以下「振興局」という。）が十勝の魅力を発信するために保有するキャラクター備品（以下「備品」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

## (備品の区分)

第2条 備品は、次に掲げるものとする。

「サイロウシ」着ぐるみ（付属品含む） 1体

## (保管場所)

第3条 備品は、「北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課」に保管するものとする。

## (使用の範囲)

第4条 備品は、振興局が実施するイベント等に使用するほか、管内各市町村（市町村を構成員とする協議会等を含む）、観光協会、その他振興局長が適当と認めた者の要望により貸し出すものとする。

2 備品を使用しようとする団体は、あらかじめ備品使用申請書（様式第1号）を振興局長に提出し、許可を得なければならない。

3 備品を使用する団体は、備品の使用後、備品使用報告書（様式第2号）を振興局長に提出するものとする。

4 備品の貸出しに係る輸送費用等は、使用する団体が負担するものとする。

## (使用料)

第5条 備品の使用に係る使用料は無料とする。

## (貸出の優先順位)

第6条 2件以上の申請があり、貸出希望日が重複した場合は、申請書の提出順により、順位付けを行う。

## (原状回復の義務等)

第7条 備品を使用する団体は、使用後は責任をもって点検及び後片付けを行うとともに、必ず備品の清掃を行い、現状に復さなければならない。

2 使用者が重大な過失により備品を破損・滅失させた場合は、使用者はその損失額を弁償しなければならない。

## (補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、振興局長が別に定める。

## 附則

この規程は、平成25年4月25日から施行する。